

事務連絡
令和5年9月8日

各都道府県選挙管理委員会事務局 御中

総務省自治行政局選挙部選挙課
総務省自治行政局選挙部管理課

移動期日前投票所の告示事項の取扱いについて

内閣府地方創生推進事務局参事官から「移動期日前投票所の告示事項の取扱いに関する照会について」（令和5年8月25日付け府地事第622号）により照会のあった移動期日前投票所の告示事項の取扱いについて、「移動期日前投票所の告示事項の取扱いに関する照会について（回答）」（令和5年9月8日付け総行選第69号・総行管第374号）により別添のとおり回答いたしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に対しても、この旨を周知いただくようお願いいたします。

府地事第622号
令和5年8月25日

総務省自治行政局選挙部選挙課長
総務省自治行政局選挙部管理課長 殿

内閣府地方創生推進事務局参事官

移動期日前投票所の告示事項の取扱いに関する照会について

令和5年6月1日に開催された国家戦略特別区域諮問会議において、「2024年のつくば市長選挙、つくば市議会議員選挙において、障害者等の利用希望を踏まえて巡回場所を定める、地域の実情に即した移動期日前投票所（いわゆるオンデマンド型移動期日前投票所）を導入するなど、移動が困難な障害者等が投票しやすい環境を整備するため、2023年度早期につくば市の提案を踏まえた実証事業を開始し、制度面・運用面での課題について検討を行い、結論を得る」こととされました。

これを受け、同年7月26日に開催された国家戦略特区ワーキンググループにおいて、茨城県つくば市より、移動期日前投票所の場所及び設置期間の告示に関して具体的な提案がなされ、貴課より、同市が提案した告示によることは公職選挙法上可能である旨の回答があったところです。

上記を踏まえ、本提案に対する貴課の見解について回答をお願いいたします。

総行選第69号
総行管第374号
令和5年9月8日

内閣府地方創生推進事務局参事官 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長
総務省自治行政局選挙部管理課長
(公 印 省 略)

移動期日前投票所の告示事項の取扱いに関する照会について（回答）

令和5年8月25日付け府地事第622号で照会のあった、移動期日前投票所の告示事項の取扱いに関する照会について、下記のとおり回答いたします。

記

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第48条の2第6項において読み替えて準用する法第41条第1項の規定により、市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示日に、期日前投票所（移動期日前投票所を含む。以下同じ。）の場所（2以上の期日前投票所を設ける場合には、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）を告示しなければならないとされている。

このことに関して、移動期日前投票所の告示事項の取扱いについては次のとおりである。

1 移動期日前投票所の設置場所の告示

必ずしも個人宅名を記載しなければならないものではないが、広く一般の選挙人が場所を特定できる形で、場所の告示を行う必要がある。例として、一般の選挙人が場所を特定できる住所や施設名で告示を行うことが考えられる。

2 選挙人の介助等で投票に時間を要する場合

告示した場所に告示した時間に到着している者は法第53条第1項の「投票所にある選挙人」に該当し、投票管理者の管理の下でその者に投票させることとなる。この場合、その者の介助等に時間を要し、告示した時刻を超過することとなっても差し支えない。ただし、次の場所で投票できる時間は告示どおりでなければならない。

3 選挙人が当日体調悪化等のために投票することが困難である場合

茨城県つくば市の提案では、選挙期日の告示日に事前に移動期日前投票所の設置を希望した選挙人の自宅付近を設置場所として告示することとしているが、当該選挙人が自宅付近に設置された移動期日前投票所で必ず投票しなければならないものではない。ただし、当該選挙人の投票の有無に関わらず、告示した場所・時間帯に移動期日前投票所を設置しなければならない。